

# 教化における言説布教と修法布教の意義

宮 川

了 篤  
(立正大学講師)

## はじめに

表題の言説・修法の最終布教目的は、妙法宣布と受持につきよう。しかし、両者の根本的な相違点となれば、心と体、という表現をもつても許されはしまいか。逆に、両者の共通点といえば、「信ずる」、「救われた」、という二語にあらう。すなわち、

「信ずる」ことよって「救われた」

「救われた」ことよって「信ずる」

である。前者は言説、後者は修法である。この両者の二大特色は、わが教団にとって、日蓮聖人以来の伝統であり、また今後を受けついでいかなければならない課題である。

信ずることよって救われた、という言葉には、言説のみならず、文書・視聴覚等の布教も含まれよう。過去の歴史上、教学の碩学が同時に言説・修法の達人であった人もいる。行学院日朝（一四二二〜一五〇〇）、心性院日遠（一五七二〜一六四二）、靈鷲院日審（一五九九〜一六六六）、優陀那院日輝（二八〇〇〜一八五九）等はその代表者とい

えよう。本小稿においては、とりわけて日審の言説、日輝の修法・祈禱觀を概観し、時代とともに生きた先師の教化についてみてみよう。

## 一、商人むきの言説をする日審

日審は、慶長四年（一五九九）六月二日、江村久茂の三男として京都に生れる。八歳で慧光寺日玄について出家、字を文嘉と称した。十七歳の時、京都松ヶ崎檀林に学び、ついで求法院檀林、さらに下総の飯高檀林で修学、寛永六年（一六二九）、三十一歳で小浜の長源寺の住職となり、同十八年（一六四二）に求法院檀林第六世の化主となるまでの十三年間、諸国に伝道、この間、同七年に肥前大村の本経寺において『法華口演抄』上巻を脱稿、翌八・九年に北陸金沢に布教、同十年再び本経寺にて『法華口演抄』中巻を開始し、同十七年に肥前彼杵の妙法寺において脱稿、翌十八年には下巻を脱稿している。こうした多忙のなかで説教七千余座に及んだという。

同十八年に求法院檀林の化主となるや、五年間『法華文句』『法華玄義』を講じ、正和四年（一六四七）には京都の立本寺第二十代貫首となる。時に四十九歳である。貫首となつてからの日審の布教はさらに活発となり、「其ノ法ヲ演ルコト一万余座、三ヒ法華十巻ヲ過ク、席上ノ法譚又一万余座、親ラ満茶羅ヲ書スルコト十万余幅、受法ノ者九万余人」〔草山集〕四九六頁。原漢文という。このおびただしい説教回数と曼茶羅受法者数には、ただただ驚歎せざるを得ない。

では、日審の説教内容はどのようなものであつたのであろうか。著書の『法華口演抄』は経・釈・論の例示のみで、内容について窺うことはできない。むしろ本書は日審の説教素材というべきものであろう。この点、日審のみならず、当時の説教内容を知りうる資料はほとんど発見または存在していない。

ところが、幸にして冠賢一立正大学教授の宗宝調査の結果、昭和四十二年に香川県平田家において、日審談義（説教）の「聞書」が発見された。本「聞書」は、冠教授の「近世初期京都町衆の法華信仰」（『日本仏教学会年報』第三五号所収）によって広く紹介された。したがって、本小稿においては、冠教授の発表をもとに、日審の説教内容をみていくことにしよう。

本「聞書」は、京都町衆の法華信者である豪商平田正澄が、万治元年（一六五八）十一月から翌二年四月までの約七ヶ月半、京都の立本寺・本満寺をはじめ、京都日蓮宗寺院で行なわれた日審を中心とする説教内容を詳細に記録したものである。四百字詰原稿用紙三百余枚に及ぶ、という。日審の他に、本國寺日蓮の「法華題目抄」、本満寺日任の「自我偈」、本國寺学頭の「普賢勸発品」の説教、および日令・日富・本國寺玉養坊・道寿・ケイグ・喜見院等の断片的な説教の「聞書」も含むという。

そこで、日審の説教内容を聞書をもつてみると、万治二年一月十六日から十八日までの三日間、法華経五百弟子受記品の「衣裏繫珠」の喩を説く上で、酒に酔ったものは宝珠である題目を受法していい衆生である。この衆生を成仏させる宝珠は題目であり、宝珠受法の時の文も題目である。「本化日蓮ノナカレニハ、但南無妙法蓮華経ノ丸葉ニシテヒロメタマフ也。ナカレノミ、ナカミ違タルユヘニ天台宗ニハ題目ノ五字ハアラハシタマハサリシ也。天台宗モ後ニハ真言宗ト心ヲ一ニシタマヒシユヘニ」これもにぎり酒に酔った衆生である。五百弟子品は、「法華経ヲ持タルモノ、命終マテ持テ死レハ成仏スル也。又受法ノ後ニステツレハ不成仏也。受法スルヲ衣裏ニ宝珠ヲカケタルト説玉フ」もので、「題目一返ニテ成仏スルト心得タル僧俗ヲ本化流ト心得テ可レ尊也。イカニ学証タリトモ、題目一返ニテ成仏成カタキトノ心得ノ人ハ本化ノ流ニテハ有間敷」ものである。「法華宗ニテ題目トナヘ死タル精霊ノ成仏ハ疑ナシ」と述べている。

さらに、万治二年二月七日の五百弟子受記品の説教にては、

宝ヲ衣ノウラニカケテモラヒタルハカリニテハ專ナシ。モロモロノモノニカヘカヒヌレハ利是子是イテクルモノ也。金銀毛藏ニツミタルハカリハ專ナシ。藏ヨリイダシテアキナヒカヒカヘヌレハ、別カイテタルモノ也。法体ニテモ受法シタルハカリニテハ專ナシ。アルヒハ金銀ニテ善根シ、又参詣ヲシ題目ノ執行ヲシ、万善根ヲナスヲモロモロノモノニカヘテ別ヲトル也。善根カ万宛ノ善果トナルモノ也。出家ニハ経ヲヨマセテフセラスル事、世上ノ商モノヲカヘカウ道理也。

と述べ、極めて現実的な例を示している。また、「法花経ノ為ニ商ヲシ客ヲアシラヘハ、皆仏法修行ノ善根」となり、常住ノシヨサニモ悪事ヲナセハ悪所ヘ行也。鳥籠ヲ細工スレハ鳥ノロウヲ作也。ヤリヤハ人ノ身ニ通サン事ヲタクム。グソクヤハヤリ太刀等ノ通センヤウニトタクム也。同商ニテモカヤウニ物事善悪アル事ナレハ、商ニテモ能因果ヲカンカヘスヘキ也。又商ニヨリ其商ナラテハ、イトナミ成カタキ商ナラハ其ママシテ、其商ヲ仏法ノ為ト心得、題目修行ノ為ニシテ善根スヘキ也。

と述べ、法華経のため、題目修行のためと心得れば、商行為は全て仏法修行につらなる善根である、として商人の営利行為を肯定し、「六石六年六十石、此ツモリニテ善悪ノツモリモスルモノ也。商人モ此ツモリニテ、利ヲトルヲ本トスルモノ」であるとも述べ、利潤獲得行為を積極的に認めている。

かかる日審の説教内容について、冠教授は、「営利を最高の人生活動とし、利潤追求の精神を中核とする〈町人道〉を生活規範とした商人にとって、かかる利潤獲得行為を積極的に肯定する日審の法華経説教は、大いに正澄をひきつけたにちがいない」と論じ、日審の商行為の肯定については、さらに、「法華経を商行為という日常の社会生活に即して説き明かし、かつ直截な題目修行の法華信仰を現実の商工業の社会生活の中に生かし、指導する説教を説いた。か

かる点こそ京都における日蓮宗の展開のごとく、多くの都市商工民信徒をひきつけ、よくその心情に合致し、深くその中に滲透する条件となったといえよう」と指摘している。

日審の京都における商工人に対する説教からして、日審は各地に布教する度ごとに、各地域社会と、対告衆に適した説教を行なっていたであろうことは、以上のことから推して充分考えられよう。今日、言説布教による教化という問題をとらえた場合、日審の説教は、多様化している現代社会においても、布教とはどうあるべきかを物語ってははいまいか。

## 二、教学者日輝の祈禱論

日輝は、寛政十二年（一八〇〇）年三月二十六日、野口敬正の四男として北陸金沢で生まれた。幼名は駒三と称した。九歳の文化五年（一八〇八）、同地の雨宝山慈雲寺の大信院日行について出家、名を覚善と称した。同七年に日行の遷化にあい、正久山妙立寺の智禅院日雄に師事し、名を堯山日輝と改めた。妙立寺は三代藩主前田利常以来、加賀百万石の祈願所であった。したがって、日輝の祈禱観はこの妙立寺において養なわれた、といえよう。

十七歳で京都山科檀林に学び、二十一歳頃、身延の醒悟園に閑居した日臨に従い、宗旨の奥義を修め、二十三歳の文化六年（一八二二）、金沢立像寺に帰山、三十歳のおり藩主前田齋泰に学解を認められ褒賞を受ける。これによつて日輝の名は全国に広まり、求学道心に燃える青年学徒が日輝の下に雲集してきた。

日輝は学舎「充治園」を設立し、門弟の育成にその生涯を閉じた。時に安政六年（一八五九）年二月二十三日、世寿六十歳である。

日輝の祈禱論は、著述百二十一篇（『充治園全集』に収録）あるなかで、『加持病患祈禱肝文鈔』『御祈禱肝文註釈』

の二篇である。関連するものに『日天子崇敬畧記』『妙経宗義鈔』があり、その他には、母と兄に送った書状に少々散見される程度である。

日輝がどのような祈禱観(論)をもっていたかについては、『加持病患祈禱肝文鈔』上下二巻が明瞭である。そこで本書を概説してみよう。

本書は、冒頭から「仏法ノ良薬ハ衆生ノ心病ヲ治センカ為ナリ。事相ノ身病ヲ治スル法ニハアラス」と述べ、仏教の本質を宗学者の立場から毅然ととっている。しかし、大悲拔苦の為には事病も救療しなければならないと述べている。法華経は最第一の経王であるから、密部の諸経をも統攝するのが本宗修験の意である。方便を以って真道に導き、法華経の弘宣流布には、修験を兼ねなければならない。弘経者には自身の息災延命の法として撰法華経があり、化他のためには加持秘符法牘を施して、持経の効験を示した例なども往々にある。日蓮聖人は諸種の効験利益を顕示し、大覚妙実(請雨)の先例をなす。日蓮宗においては、中山の日祐から修験の伝法が起り、日像・日親等をはじめとする伝燈の諸師は、日蓮聖人の意を遂げ、加持の効験を兼ね示して弘経した。所詮は妙経の靈験で、救世の真効であるこの法より顕著なるものはない。今ここにおいて、持経習学の志あらん人のため、自行化他の一助として修法の用意を明す。

修法には、(一)対縁の応遮、(二)感応の縁由、(三)利益の隠顕、(四)依経の取置、(五)要文の開解、の五条がある。

(一)の対縁の応遮には、①常病、②鬼病、③業病、④禪病、の対治すべき病者の種類がある。常病は医薬を用いて治す四大不順の病であるから、請によつては妙符を用て遮治し、加持護念して法利を施すべし。鬼病は鬼魅の障害を為すもので、死霊・生霊・野狐・厄神・咒咀の五類がある。今時の鬼病の多くは野狐精のなす業で、好んで修験者を欺誑するから高德の明師か、上達秀逸の験者でなければ対治は困難である。したがって急がず、ただ経力・

神力を請うて日数を重ねて祈禱すべし。業病は罪業報障の病であるから、懺悔滅罪を用いて勝福を修し、之を対治すべし。禪病は禪定によって発する病であるから、還つて修禪調息を用いて治すべし。

(二)の感応の縁由とは、①仏力、②法力、③念力、④信力、⑤加持・行者の平常の福德力、の五力をいう。この五力の因縁を具足し、感応道交の利益を招起する。仏力とは、一切衆生の根本、中道法身第一義天常の本仏をいう。法力とは、持誦の經文にして神物の冥加を招き、衆生の利益を招く功用を含有するもの。陀羅神咒の妙用ありと信ずべし。念力は神仏の冥加を招く大縁にして、病障によって肝要の文義を唱誦すべし。また、六番神咒を持誦して対治の妙用とすべし。信力とは願求の人の信力・念力が増進すれば、勝応の時が必ず致るべし。福德力とは行者の日常の修行力で、必ず法性の不思議を顯す。

(三)の利益の隱顯とは、加持の初座における効験の有無。二・三・四座で験を見ることもある。一生懸命に信心し、慈悲心を以て加持をすれば、顯益の験がなくとも冥利は他に益するものである。したがって、必ずしも効験顯著でない時であっても経用を疑つてはならない。これを利益の隱顯と知るべし。

(四)の依経の取置とは、妙経の中で事相の身病を遮する文は安樂行品の「又無病痛常無憂惱」の一文のみ。妙音品の「少病少惱起居輕利」、涌出品の「世尊安樂少病少惱」の文は事の病に用いる文。藥王品の「離一切苦一切病痛」「病即消滅不老不死」の文は、事相の身病と理性の心病に兼ねたる文。陀羅尼品は鬼神の障礙を遮する文で、鬼病には最適。寿量品は常に用いるが、病患を救う場合には禁忌の文が多い。「毒氣深入」「死時已至」がそれである。普門品の偈頌は諸難の救文。遮病の文は無いが、殊勝なる大悲の神文で文句吉祥。神力品は全文吉祥であるが治病の文なし。仏神を供養するのに諸品簡牘に及ばぬことは勿論であるが、別してへ通序、方便、提婆、寿量、藥王、藥草、神力、屬累、普門、普賢の品等を読誦すべきである。

(五)の要文の開解とは、諸品の要文、肝文を列ねて釈し、修法上に用ゆる経文を説示。以上をもつて上巻を終り、下巻においては、普門品偈頌の解釈がなされ、また妙符加持の要文が示されている。さらに、日蓮聖人の撰法華経は最要文であるから必ず行用すべきであるが、化他の加持には必要としないので、用不は随宜である。ただし自行には最要である。

以上が本書の概要である。本書の特色は、従来の相伝書関係のものとは異なり、また『修験故事便覧』の如く、修法用語の解説や出典をあげたものでもない。本書は本宗修験を整理し、論理的に組織体系化した処に特色がある。また、日輝の祈禱観は、本書冒頭の事病を治す為の法ではないが、日蓮聖人・日像・大覚・日親等の行跡には、加持の効験が兼ねそなえられていたこと、実の学には逃避できない事病の問題、十才で師に死別し、再師祈願所妙立寺日雄のもとで六年間の生活、さらにさかのぼって出生の縁由、等々の角度から照射すると、宗学者の映像とともに、求学者日輝の祈禱への感心が想起されるのである。

一方、日輝活躍当時の宗内の修法界は、身延流・中山流（遠寿院・智泉院）の双壁が鼎立していた。しかし、主導権は中山流にあった。日輝の十二、三才頃は、文化・文政（一八〇四～一八二九）を迎え、もともと修法の隆盛してきた時である。元禄五年（一六九二）に遠寿院日久（一六六三～一七二八）が入行してから、享和三年（一八〇三）までの百十一年間に、遠寿院に入行したのは五十八名であった。二年に一名程度の割である。ところが、文化十四年（一八一六）から文政十二年（一八二九）までの十三年間の入行者は、六十六名をかぞえる。一年に五、六名の割である。さらに、天保七（一八三六）、八年にはそれぞれ十五名、翌九年には二十一名という具合に、年々入行者の数は増していった。ところが、天保十二年（一八四一）に、智泉院をまきこむ「鼠山感応寺」の事件がおきた。感応寺は廃寺処分とされ、智泉院二十二世守孝院日尚は捕えられ、二十世守玄院日啓は遠島に処せられた。原因は大奥風紀の

頽廢を押しつけられたことによる。しかし、そこには寄祈禱の存在があつた。浄土宗の孤立大我（一七〇七〜一七八三）が『紫朱論』を著わし、日蓮宗の寄祈禱を批判、また、松本鹿々の『日本仏法穴搜』にも、「此宗ノ僧ハ皆今ニ寄リヲ立ルト云コトアリ、狐ヲ使フ法ヲ修シテ人を誑ラカス」と述べられ、寄祈禱が批判的となつていた。

翌天保十三年、幕府は智泉院に寄祈禱を禁止した。さらに嘉永五年（一八五二）、幕府は遠寿院・智泉院に対し、病患の者のみに許可制とする旨を布達した。翌六年、ここにおいて、両院は従來の規定を改革し、

一、御祈禱相承之制規近來猥ニ相成 無行無相伝之輩中山相伝<sub>ト</sub>申偽祓緋緋 御公儀<sub>江</sub>奉掛御苦勞事宗門之暇謹且入之事<sub>ニ</sub>候

今般山主院中評儀之上富丑三月府内録所惣会之上定条々

一、御祈禱相承之僧侶如古例山制者勿論伝師之制戒嚴重<sub>ニ</sub>相承真実護法可為如法事

附 於加行堂苦修練行相伝之時之志 平日無忘失色心共可為堅固在家<sub>ニ</sub>祓於宿法席<sub>ヲ</sub>挿祈禱堅無用

一、中村 飯高 小西三檀林三之側以上 余檀<sub>者</sub>玄能以上 如法実意之僧人撰之

上役寺妙法寺之添翰願出可申事

但 生国 師 位階 年令 身元如先例事

一、相承御願之僧者前以伝師<sub>江</sub>願込十月迄<sub>ニ</sub>可致登山事

一、行法日数一百日成就之事 尤入行僧数天保度為定其余者不時願込 共不可許容事

附 自在之額願強謝 以上可申事

右之条々為法令法久住堅可相守若違犯之輩現世<sub>者</sub>蒙冥罰來世於可為隨獄者也

于時

嘉永六癸丑年九月

当山百二世 日正在判

浄光院 日照判

法宣院 日妙判

安世院 日宗判

本行院 日直判

両験者 遠寿院 日照判

智泉院 日真判

と定めた。本改革規定三項にもうけられた、中村・飯高・小西は三之側以上、余檀は玄能以上という厳しい規定の裏には、入行僧の高揚をはかることによつて、諸問題を解決して行こうとする姿勢が窺える。同時に、この規定をもうけることによつて、入行僧の意識がみなおされたのか、その年から明治元年（一八六八）までの十五年の間に、玄能五十名が入行する結果となつた。

## 結 び

本小稿において、靈鷲院日審と優陀那院日輝の二人の一面をみてきたが、ここでいわんとする問題は、とかく信者という名は修験僧に限られている今日、日審のような碩学の説者には「満荼羅マンダラヲ書スルコト十万余幅、受法ノ者九万余人」という実例のあつたことからすれば、言説布教にても教化方法によつて信者ができるといえよう。ただし、基調となることは妙法宣布と題目の受法を忘れてはならないことを、日審は我々に教えている。

一方、近代日蓮教学の起点と仰がれる日輝は、「実道の学」を説く上で、自身も修法を行なっていた。立像寺と妙立寺に存する竹の「筒封」によつてそれが知られる。また、祈禱論を組織体系化した功績は大きい。しかし、その論説は天台の『摩訶止観』に准拠している。日輝の祈禱精神から学ぶとすれば、『摩訶止観』を個々に読む時がきた、といえまいか。

言説・修法の両道は、それぞれに異なるが、衆生教化という面において、法華経・題目を広めるという意義は大きいと思うのである。